

逸見彦次家文書

(河北町西里)

一 天保九年 大福帳 (横帳)

(表紙)
一、天保九戌年

大 福 帳

正月吉日

(注) これは一二三枚綴の横帳から、紅花に關係ある部

分だけ抜き書きしたものである。

十二月廿二日

花び巻つ

久左殿

十二月大晦日

大ろうそく十

久左殿

同日

花び巻つ

同人

正月二日

一、百七拾五文 花び箱巻つ

久左殿

同日

一、百九拾文 ろうそく十

同人

同十一日

一、七十五文 花貫巻つ

塩之測
三平殿
おつる

正月廿四日

一、七十五文

花ぬき巻つ

塩之測
久治
おふみ

二月廿日

一、七拾五文

花ぬき

塩之測
久治娘

庄内大山

喜次郎殿

六月五日

一、壹人

ち、貳百五拾文

花染ちん

其四郎殿

四月一日

一、半人

昼前

同日

一、壹人 くらぬり、畑うない

同日

一、壹人 たねかせ、田代こしらひ

同五日

一、半人 昼前計り

同六日

一、壹人 畑うない

同七日

一、壹人 畑うない

一、半人 昼後花まき

同十三日 一、耆人 昼前くろぬり、昼後ハ田ほり

久七

「天保十一年

大福帳

正月吉日

(注) これは二六九枚綴の横帳から、紅花に関係ある部

分だけ抜き書きしたものである。

伊助殿内

四月十日 一、耆人 畑うない 同十一日 一、耆人 同

四月十二日 一、耆人 畑うない、花まき

同十三日 一、耆人 くろぬり、田ほり

同十四日 一、耆人 くろぬり

同廿七日 一、耆人 田うない、切花さくり

四月晦日 一、半人 花畑 同四月一日 一、耆人 内ぬりくれ切初り

五月六日 一、耆人 花畑初り 甚四郎殿 おきのどの

五月十八日 一、耆人 花畑こしらひ おなつ

ち、五拾文 五月十九日相払

五月廿一日 一、耆人 花畑 同廿二日 一、耆人 同

同廿七日 一、耆人 同 同廿八日 一、耆人 同切り

此分千草地ニ而相払

おもしろの

五月廿九日 一、耆人 花畑 同 ち、百文相払

五月廿九日 六月二日

二 天保十一年 大福帳(横帳)

(表紙)

一、卷人 むき打 一、卷人 むきつき

同三日 一、卷人 田の草

ち、式百文相払

六月四日 一、卷人 田の草取り

七月廿四日 一、卷人 花から引 同廿五日 同

同廿六日 一、卷人 花から打

ち、百五拾文 八月五日相払

おきのとの

五月廿日 一、卷人 花畑 同廿一日 此分相払

同廿五日 一、卷人 米つき 同廿六日 (卷人 田の草かけはなし)

ち、三拾文 廿二日相渡ス

ち、廿四文 松やに四丁相渡ス

ち、百文 五月廿六日相渡ス

中嶋ノおきのとの

六月十二日 一、卷人 米つきやとへ 同十二日 同

同十三日 一、卷人 同

ち、百十五文 六月十二日

餅米壹升五合

同十六日 一、卷人 式番ノかけはなし田の草

同十七日 一、卷人 同 同十八日 同

ち、百文 六月十七日正錢渡し

ち、三拾五文 みそ二而相渡ス

同十九日 一、卷人 同 同廿一日 同

ち、壹貫文 六月廿一日

但しわら代相渡ス

同廿二日 一、卷人 同 同廿三日 一、卷人 同 是迄かけはなし

六月廿四日 一、卷人 花摘、田の草やとい

同廿五日
一、耆人 昼前計り田の草 廿六日 一、耆人 田の草米つき

ち、三拾文 六月廿六日みそにて渡し

同廿七日
一、耆人 小豆草とり 同廿八日 一、半人 昼後計り米つき

同廿九日
一、耆人 いろいろ、田の草

同晦日
一、耆人 米つき 七月一日 一、耆人 米つき麦つき

かけはなし十一人

〆耆貫五百貳拾文 やとい 七人

此内耆貫貳百七十五文ハ 前文之かし方引

引残 貳百四拾五文 相渡之分

七月三日相渡ス 相済

裏表紙
一 住吉大明神

油屋

車

庄蔵

三 書簡（紅花外作物景況、相場）

此度山形七日町丹野権右衛門殿、当所十五日に発足にて伊勢参宮被致、連五六人にて御下り被成候ニ、近日追而江戸参道にて詔申上候

一、武兵衛義敦賀へ廿九日着申候而、天氣悪ク十五日之夕方当着仕申候、先船中無恙着、大慶奉存候、壬七月廿六日之尊書武兵衛ニ被下置、難有拝見仕候、万事御指図之趣、謹而奉畏候、先達而愚書慥成ル便ニ計詔申候而指上ケ申候間、相届キ御披見可下置、其後紅花間替青芋共ニ、いよ／＼不景氣にて、未相場相立不申、氣毒千万、只遅方ニ斗目ヲ暮罷有申事ニ御座候

一、金子早速武兵衛ニ下シ可申段被仰付、奉得貴意候、先達而も数度被仰下、殊ニ奥ニも被付候間、是非共武兵衛罷登り申節ハ、早々相下シ可申と、朝夕心かけ罷在申候処ニ、此度之事共愚慮ニ究かたく、此度権右衛

門殿ニ此趣申上候、先つ武兵衛ハ当廿五六日ニ、谷地
浅黄次郎右衛門殿杯御下り之節、同道にて金（たぎ）天形三百
両斗も為持、相下し可申と奉存候、金子御用ニ付、不
得止ヲ候ハ、江戸迄飛脚可被下候、此書状来月七日
か八日ニハ御届キ、御披見可被下、左候ハ、十五日
前ニハ江戸迄人ヲ為御登可被成候、江戸ハ四日ニも五
日ニも、爰元へ着申事、何様廿七八日ニハ江戸迄相下
し可申候、霜月上旬之御用金ニハ罷成り可申と、兎角
御指図申請度、先ツ如此ニ申上候、子細ハ只今ハ極月
迄之利足、当年ハ三分半ニ御座候いと、勘右衛門殿
被仰候、銀子かり方ハ紅屋衆ハ借用申候ニ付テ、此不
景氣成ル代物ニ候ヘハ、利も高利可有之と勘右衛門殿
之口上ニ御座候、何共脇々ニかり方も無之キ事として成
ル事

是ハ去年と多クの事も無之候得共、段々此末愚慮之
趣申上候

次ニ、只今小判之義、五拾七両五分くらへニ御座候、
此義日々ニ高下御座候、此十日頃ハ五拾八両五六分迄

上り申候、是ハ江戸にて六拾四五両之由申来り、爰元
も上ケ申候、只今江戸五拾六両五六分之由申来候間、
当地も右之直段、其前五拾五両三四五分くらへにて、
段々五拾両ニも罷なり可申と評判仕申候、只今ニ諸人
弱氣ニ御座候へ共、四ツ宝銀当暮切ノ通用、来寅ノ暮
切ノ御引替えよし、数度御触御座候間、年内ハ此通ニ
も可有之とも申事ニ御座候、此小判来春ニハかならず
四十代にて可有之よしにて、来二月売五拾式両ノ売人
沢山御座候、諸人右日入ハ尤四ツ宝通用無之ニも有間
敷候へとも、乾金之積リニ而考申候ニ、新金ハ位宜キ
物トテモ打賃にて通用致候、只今之四ツ宝新銀老刃ニ
ハ四ツ宝六匁程にてつり合可申候間、御引替も□□□
埒明申間敷候間、打賃何程にて通用申も難量、道理来
年ハ究メテ新銀之通用と罷なり申候ハ、新金引下ケ
可申存入、殊ニ代物も引下け可申、此小判と右利足と
積り候ハ、小判ヲ五拾式両ニ約束仕置候へ而、只今
ノ小判ハ買申節ハ五拾八両何分と、来二月迄之利兩方
合テ三割もちかへ申義、何共納得仕候、尤此小判い

か様ニ罷なり申も知レ不申候へ共、両かへ屋にて五拾
 両ハ髓ニ請合可申、定而四拾何両ト罷なり可申と、年
 比成ル衆被申候、ケ様成義ハ未不見へ事、愚慮ニ可仕
 事ニ無御座候へ共、先差当り迷惑と奉存候ハ紅花ニ御
 座候、只今之通ニ御座候ハ、五駄三駄の義ハ不被存
 義、拾駄とも罷なり候得ハ、年内埒明可申とも不存候、
 子細ハ只今売候義、問屋衆にて不望様子ニ御座候、此
 四ツ宝年暮ニ請取弘方ニ迷惑と被思候様子ニ御座候
 ハ、尤買人ハ出来申候ハ、四ツ宝手ばなし申度ハ
 人々ニ御座候、問屋衆にてハ暮ニ請取難義と被思候
 ハ、払かね申も難量奉存候、ケ様ニ候節ハ、只今高
 利之借金相下し候へ而も、無覺束次第と奉存候、何と
 そ只今 手はなし度とて、宜き望人も出
 候ハ、早速金子ニ仕、私持参仕ニも、先此度下し之
 義、御指図之上可任慮リニ、延引仕事ニ御座候、此四
 ツ宝銀ノ事、忝度ハ有之候ハ、私人共ニ心かけ之事、
 前々推量之程ニても無之事、諸人も安堵ニ可有之と奉
 存候

一、諸国耕作之事、只今髓成ル事ハ無之候へとも、大坂
 方之考書状米屋源兵工方にて披見申候ニ、西国筋悪ク
 北国筋能ク、中にも羽州満作之由、東国中分、仙台上
 作近国水損之趣

備前・備中・備後・伊予・土佐、右大高水にて弐分
 残り、八分ノ水損と申事、是ハ余リ多ク候ハんに、
 四分六分とも

近江・美濃・丹波・但馬・河内・和泉・大和・山城
 是も高水四分掛リ、六分損、尤御公儀へハケ様ニも
 候ハんに、中ニも江州ハ水海ノ事、其外ハ川辺斗にて
 難心得事

何角ト早し世の中、六分半と申事左も候哉
 一、大豆之義諸国中分と申事、越後々義水損之作、定而
 高水可有之様ニ奉存候、扱穀物諸人強氣ニ御座候由、
 大坂相場

一、中国米 只今八斗くらへ
 五拾三匁くらへ
 一、広嶋 同九斗くらへ

六拾壹匁くらへ

一、津軽 同七斗くらへ

四拾貳匁四五分

一、山形 同九斗くらへ

五拾六匁四五分

一、秋田 斗立石にて

四拾八匁四五分

是ハくさり悪米にて

庄内米相残りくさりにて売買無之よし

一、伊予大豆 壹石三斗くらへ

五拾七匁くらへ

一、明石新米 壹石三四斗

六拾五匁五分

一、加賀子ノ年来 九斗壹貳升

五拾九匁くらへ

一、岡大豆 只今無之

西国荳番ノ上々大豆にて

拾表ヲ三石ト相定メ、

内味ハ壹石壹二斗之由

右之通ニ御座候、只今耽相場無之候、先達而申上候通、大坂御僉議御座候而、北浜立合の者共拾六人、俄ニ立合之場にて搦捕、其外皆ふりはなし、何かとにけ申候由、右拾六人籠へ入、頃日拾人ハ御免にて出籠申候段、残り六人江御聞被遊候ニ、此売買之義、問屋定り居り候上ハ、代物同前之商之由申候ニ付、五拾七人之やりくり問屋被召出候段承候、此商事御座候ニ付テ、穀物高直之由にて、ケ様ニ御僉議被遊候と申候、惣而只今之御触之趣ハ、諸色高直成ルヲ御悪ミ被遊候、穀物といハ、去年中殊の外成ル不作□□、古米大坂ニも残り候由、□□国々ニ存之外古米御座□□評判仕事ノミ、其内大坂へ罷下り申候ハ、委キ様子も可承候間、追々可申上候

一、最上庄内秋田之方満作之由、方々江申来候と承申候、庄内秋田之事ハ左様ニも御座候ハん、最上之義無覚束奉存候、私罷登り申候節、高下御座候と覚申候、定而本不足の方ニも御座候ハん、羽州満作と申ならし候間、

定而江戸上方より買入可有之哉、左候ハ、前々積りより高直之方ニも御座候ハ、尤庄内拾六表ニ相立可申哉、喜三郎十八表の思 [] 無算束次第二御座候、庄内十六表と仕、其両分の勘定大坂へ着、あらまし愚慮ニ申上候、只今爰元之両かへ、銀新高五百兩ニ銀高廿九貫貳百五拾匁、此両かへ切ちん共ニ五拾八兩五分ニ積り

一、新金五百兩ニ庄内俵千六百俵、右之門三百廿表酒田より大坂迄ノ運賃かかり物ニ貳割引、残テ

千貳百八拾表

大坂にて貳表石

売買にて

四十五匁七分

右之金子ニ爰元ノ利足ヲ相加へ、何様壹ヶ月三分半、拾月迄三月ニ三貫目、其外正月より利分加へ申候ハ、

四匁八分六リンと相見へ申候、

然者中国米五拾八両くらへ積り

石廻し之義ハ 中国貳表にて

八斗五六升

庄内貳表にて

九斗五六七升迄

売買ハ中国米より庄内ハ三匁方、大坂にて下直ニ御座候よし

ケ様ニ相積り申候へ而ハ、下直成ル買物ニも無之かと奉存候、しかし、来春中より小判ハ下直可仕候間、右之直段にてハ小判数取可申哉、又小判下直ニ候ハ、爰元ニ差置申候共、以テ同前ニ候哉、又小判下直仕候ハ、代物も穀物も下直ニ罷成り申候哉、何れ愚慮杯のおよび申事ニハ無御座候、まつハ上方頃日新銀斗の通用ニ候ハ、かね払底ニ罷成り申義、殊ニ御公儀の時々之御僉議、穀物過分上り候事も有之間敷候哉、又諸国大名衆分登り高ハ、定而不足ニ御座候ハ、然者存之外成ル直段出申事も候哉、何共穀物杯之儀ハ、私共の存知申事ニ無御座候へとも、爰元之銀高直の高利

にて下し申事無寛束、如此ニ申上候、しかし春中又候
小判高直ニ罷なり申事も御座候はん、尤春為替之義ハ、
有次第ニ御取御尤と奉存候、しかし金子払底ニ可有之、
殊二人々ケ様之心かけも候はん、此方吾人ニハ有之間
敷候間、縦為替御座候共、御手前へ入申事も有之間敷、
只敦賀岐阜屋殿方斗頼母子敷、御あいさつニ候間、い
か、御座候、是も利合之望ハ望人多く御座候間、高利
ニ御座候はん、委細可申上由被仰候間、定而御左右可
有之と奉存候

一、此度武兵衛登リ之節、岐阜殿方勘右工門殿の書状預
リ登リ候間、殊ニ我方へも被下候間、取紛候よしニ可
仕と、勘右工門殿への書状披見申候、返状ニ御座候、
先達而西田殿十月切之為替金埒明かね申義、勘右衛門
殿方被仰遣候ハ、此為替金之義延引申義、限テ不能
成之返状ニ御座候ヲ見申候而、本之通ニ仕勘右工門殿
方へ相渡申候、然者西田殿方ニも取組可被申、方々ニ
望人可有之と奉存候、当年之義、利足杯之義利兵衛申
候共、埒明申事ニハ有之間敷と奉存候間、高利ニても

御望之買物御座候ハ、御請取御尤と奉存候、三四月
為替金之義ハ、大坂へ罷下り聞合せ、委細可申上候、
何事も被仰付候趣奉畏候、しかし御存知被居候、私思
召之様ニ働かね申義、残念千万此事ニ御座候、只今下
し金之義、ケ様申上候義、定而御腹立ニも可被思召と
推量仕候へ共、右印之通売付候も不仕処へ、高利
申段、去年中と相ちかへ無寛束、以書付ヲ御高
度、如此ニ御座候、誠ニ武兵衛ニ御細書、御事多キ中
ニ御高意ヲ苦メ、何共痛入之到ニ奉存候、被思召附候
通ニも無御座、又候此度ケ様成ル不調千万奉申上候義、
愚慮ながらも口おしき次第ニ奉存候、申上候事沢山ニ
御座候はんも智廻リ不申候間、失念之事斗ニて事たり
不申事共、武兵衛下しニ可
と、先如此申上候、恐
惶謹言

和田平兵衛

九月十九日ニ相認

兵左衛門様

此書廿日ニ出し候様ニと頼置、廿日ニハ武兵衛同道ニ

て奈良へ罷越申候、何とぞ奈良金子かり下し可申と存
候、奈良ハ小判も下直之由来候、又利足も心安ク御座
候、しかし去年中らハ高利ニ御座候よし、先達申来候、
……………
(以下不明)……………